

地方の復権と自治体の課題

政策研究大学院大学

教授 福井 秀夫



1. 地域活性化の課題

2004年2月に政府が決定した地域再生推進プログラムでは、地域の提案に対応してさまざまな制度や施策の改善が盛り込まれている。裏を返せばこれまでの制度はそれだけ自治体の主体的な取り組みを阻害していたということでもある。

自治体の従来の位置付けには大きな問題があった。一つは財源の問題である。地方交付税交付金や起債をはじめとして地方財政制度が国頼みの構図になっていた。もう一つは、権限の行使の面で国がつくった法令の執行機関としての位置付けを与えられていたに過ぎなかつたという点である。また、制度面に加え、自治体自身の自立心、進取のマインドが欠落していたという問題もある。

それに風穴を開けたのが、構造改革特区制度である。とりわけ重要なことは、国の規制に対して自治体が異議を申し立てる公的なルールを認めたことである。国の一連の規制は地域の実情に合わないから、規制を緩和あるいは撤廃してほしいと申し立てることを正面切って認めた点に重大な意義がある。

このモデルはアメリカの自治制度である。連邦政府は外交や軍事など極めてナショナルな利害に関係することだけを決め、司法制度、教育制度をはじめほとんどは州政府が決めている。州ごとに制度を仕組めるため、その

制度の魅力で企業や住民を引きつけようとしている。住民や企業を奪い合う自治体間の競争がある。例えば、デラウエア州には使い勝手のよい会社法があり、一流企業が集まって税収が増えたということもある。

しかし、日本のように一律の制度では自治体は工夫のしようがない。その一方で自治体間には経済的な格差があり、その格差を是正しようとすると、制度が画一的のために、自治体の知恵や工夫によって自治体間の競争で挽回することが困難である。財源で調整する必要性が大きくなり、補助金や地方交付税制度で補ってきたともいえる。しかしそれでは構造的、根本的な解決にはなっていないため、自治体のポテンシャルは十分には発揮できない。

構造改革特区は新しい取組みの端緒として有意義ではあるが、自治体固有の利害に関わる、例えば教育、医療、農業、都市計画などは、本来自治体の条例で履行するぐらいの抜本的な制度改革が必要であろう。地域再生推進プログラムは構造改革特区をさらに一步進めた形になるだろう。その中で自治体の長、住民はどういうに考えていいかよいか。

既に出ていている各アイデア自体は魅力的であるが、それで何をするのかが問われる。どれだけ地域の自立の強化につなげていくかは今後の課題である。

自治体には、潜在的住民や潜在的企業が魅力を感じ

て評価し、転入したくなるような政策や制度をつくることが求められる。すでに居住している住民や立地している企業だけでは、現状の大きな変革することは困難である。新しい知恵や工夫をもった人々、企業を、魅力ある制度や政策で呼び込むことが発展の一つのポイントになる。

一方、市町村合併の動きが各地であるが、自治体の単位を大きくすることは有効な政策である。道州制も考えてよい。経済圏として独立して成り立たない小さなレベルで単位が細分化していると、自治体間の調整が働くかない。例えば、隣接する市町村が同じ施設を自治体間で調整することなしにつくってしまうことで、行政コストがかさむ。大きな規模にすれば、そのような問題は解決され、独立した経済圏や文化圏をつくりやすくなる。さらに、ブロックの中心的な都市、県の中心的な都市にインフラストラクチャーを集中投資するほうが効率的であろう。東京一極集中といわれるが、東京に対抗できる極をどれだけつくれるかということだ。どこも満遍なく発展させることは難しい。

その際、自治体間の格差が拡大し、働く場がない、行政サービスが低下するということが起きるという懸念もあるかもしれない。しかし、高負担・高サービスもあれば、低負担・低サービスの自治体もありうるはずだ。工夫によっては負担が少ないわりにはサービスが高いという自治体も出てくる。結局は、負担サービスを自治体間で競争する構図にならざるをえない。一律なサービス水準の達成そのうえでは無理である。住民が自治体を選べるようにしたほうが、結局は満足度も高まり、より効率的な自治体運営ができるであろう。

それぞれの自治体が特性を生かした地域づくりをしていくに当たっては、住民の潜在的ニーズの強い分野に存在する供給のあい路を取り除くことが最も有効である。規制改革はとりわけ重要である。

2. 規制改革と自治体

(1) 自治体による市場の失敗の検証

社会に隅々まで張りめぐらされた規制には、多くの存在理由の主張が存在している。生命、身体の安全や

健康を守るために医療や薬剤に関して規制は必要不可欠である、消費者を横暴な私企業の営利行為から保護するため、教育や農業、医療については、株式会社の事業を輕々に認めるべきではない、政府が規制によって公共公益性の確保に責任を持つべきことは当然である、などである。多くの規制の実効性は、法制度によって強制力をもって担保されることが多い。

このような強制力ある規制に関しては、「法と経済学」による利害得失の分析が有効である¹。上に挙げたように日本で規制の存続や強化を主張する立場の人々からは、「安全性」、「公共公益性」、「弱者保護」など、きわめて一般的抽象的で、概念内容のはっきりしない用語のみによって正当化されることが多いが、規制にはそれによって得られるメリットのほか、規制された領域における市場の縮小が発生するなど、デメリットを伴うことから、規制の適否、規制の改善方策などの検討に当たっては、情緒的、感覚的議論によらずに規制がもたらす費用と便益とを実証的に考察し、その結果を踏まえたうえでの政策判断を講じていくことが不可欠である。少なくともこの程度の考え方の枠組みは、学門以前の常識に属すると考えたいが、残念ながら日本の政策立案責任者である中央官庁の官僚集団には、未だこのような常識が十分に共有されているとは言い難い²。

本来規制による政府の介入が許されるのは、何らかの意味で市場に失敗が存在するときのみであって、規制なくして適切に機能している民間活動に対して、規制による政府の介入を行うことを合理化することはできないし、仮に市場の失敗があったとしても、その失敗の内容と程度に対応した限りにおいての必要十分な規制が正当化されるのみであって、いずれにせよ「公共公益性のため」といった乱暴な理屈によって、規制を合理化することはできないという認識が出発点となる³。市場の失敗に対して一定の規制が正当化されるのは、法と経済学によれば、そのような介入が希少な資源の無駄使いを少なくし、社会的な豊かさを増大させるからである。もう一つ付加するとすれば、何らかの尺度から見て、不公正と評価される利害得失の状態がある

ならば、それを一定の基準により再分配し、より公正な状態に近づけることができるからである。

規制が許される市場の失敗とは、きわめて厳格で明解な限定列挙の概念である。自治体自身により、国の規制をこの観点から検証していくことも課題である。

市場の失敗の第一は公共財である。不特定多数の者が同時にその財やサービスを消費することができ、他者が消費することを排除することが困難である場合、フリーライダーの発生により民間での供給はなされなくなる。例えば、防衛や外交、混雑のない道路などがこれに相当し、一定の政府の関与が必要となる。

第二は外部性である。外部性とは市場取引を通じないで他者に及ぼす利益又は不利益であり、前者を外部経済、後者を外部不経済という。これらに関する対価関係がないことにより、過大又は過少な供給となって市場が失敗する。都市計画・建築規制や公害規制、環境保護などに係る規制は、外部性を根拠とする政府関与の典型例である。

第三は情報の非対称である。情報の非対称とは、売り手と買い手との間である財・サービスに関して保有する情報に格差があることをいう。例えば欠陥住宅について施工業者は何をどれだけ手抜きしたかを十分に熟知しているのに対し、購入者・発注者たる一般市民は隠れた住宅の欠陥を見ることは困難である。しかし欠陥住宅による被害の一定の概然性が予測されるとき、買い手は住宅に対する付け値をリスクに見合って低下させて防衛する。そのような安い付け値の下では、誠実に手抜きをせず施工する業者が費用を賄うことが出来なくなつて市場から退出し、言わば良貨が悪貨を駆逐して市場が消滅してしまうことになる。これを防ぐものが、例えば中古住宅の性能保証制度である。

医師、薬剤師、弁護士をはじめ、各種資格制度には一定の国家試験と資格に伴う業務独占が、多くの場合付随しているが、このような資格制度も本来は、一定の品質を確保したサービスを提供しうる知識、経験、技能等を資格によって認証し、消費者が個々のサービス提供者ごとの品質を具体的に把握することが困難であるという情報の非対称を緩和する目的で設けられて

いる。しかし、これらの資格制度の多くは、資格試験の実施時における、しかも一定の試験で把握しうる限りの技能等のチェックに止まる。さらに、情報の非対称の是正策としては、情報を十分持たない消費者が、サービス提供者の資質・能力を確認さえできれば目的は達成できる。その意味では、資格者でない者は資格者と名乗ってはならない、といふいわば名称独占に止まらず、資格者でない者はおよそ業務を営んではならないという業務独占まで正当化することは一般的に困難である。

第四は取引費用である。権利の設定や移転に関する交渉に必要な労力・時間・費用が大きいために、私人間の交渉が成り立たない場合には、より社会経済的に豊かな状態への移行が妨げられることとなり、取引費用を軽減するための政府の介入が一定の余地で正当化される。裁判・民事執行制度は、取引の安全と確実性を確保するうえで近代国家において決定的に重要な意味を持つ。また様々な実体法による権利そのものの設定も、それが不明確な権利内容であればあるほど、事後的に権利の確定のための紛争が生じやすく、取引費用は増大する。この意味で、法による権利は事前予測可能性が高い明確なものであればあるほど望ましく、契約や不法行為に基づく権利、行政法上の権利などを実現するために必要な裁判上の手続きや強制執行手続きは、簡素で費用が安く、これらに要する時間が短ければ短いほど市場の失敗は小さくなる。コースの定理によれば、権利が明確でその実現のための費用がゼロであるならば、誰に権利を配分しても、事後的に社会経済的に最大の豊かさが達成される⁴。規制改革に即しての意味付けは、法や判例は権利をできるだけ明確に設定せよ、権利の実現や移転に要する費用・労力・時間はできるだけ小さくせよ、ということである。

第五は不完全競争である。独占・寡占により完全競争状況が実現されないときには、独占・寡占企業の戦略的行動によって社会経済的損失が生じる。このような弊害を是正する目的を持つのが、例えば独占禁止法であり、電力やガス事業などに対する料金等の規制措置である。

以上のように市場が失敗する場合は多々あるし、失敗した市場に対して何らの介入もなく「自由放任」することは、法と経済学の観点から見ても正当化されるものではない。しかし、市場の失敗の個別の論拠に厳格に当てはまるだけの内容・程度の規制等の政府介入措置を講じることは、実際にはほとんど行われていないといった過言ではない。

(2) 市場以上に失敗しがちな政府

市場も失敗するが、政府もそれ以上に失敗しがちである。規制に関する企画立案を行う官僚機構には、政治や業界圧力団体の影響を被りやすいというバイアスがある。官僚機構が実現を目指す「公共公益性」なるものが、生産者のみならず、薄く広がった不特定多数の消費者の利益も含めて過不足なく、経済社会の豊かさを考慮するものとなるようなインセンティブシステムは必ずしも備わっていない。生産者団体は、常時政治や行政と接触を持ち、業界への参入規制の緩和に反対し、保護のための新たな規制発動を求めがちであるのに加え、業界団体は関連省庁幹部の有力な再就職先ともなっている。反面、一般消費者は組織化されておらず、政治的意図の結集も困難であって、その利益を重視しすぎることは、官僚機構にとって必ずしも有益で効果的なものとはみなされないことが多い。担当者自身の心理にもこれらの事情は内在せざるをえない。

規制改革とは、このような構図の下で、多くの場合消費者の利益に必ずしもそぐわない様々な規制が、広い分野で、しかも市場の失敗という根拠で説明できる範囲を越えて増殖してきたという事実を見据え、これを真に必要にして十分な範囲と水準に近づけるよう改革を行っていく営みであると位置付けることができる。

2004年3月の閣議決定、規制改革・民間解放推進3ヵ年計画では、医薬品350品目的一般小売店における販売、幼稚園・保育所の一元化施策としての総合施設整備、道路・河川など公共施設占用許可の弾力化、高層住宅に関する抜本的な容積率緩和のための容積率制限に関するインフラ負荷等に関する分析の検討開始、労災保険・雇用保険事業の民間解放に向けて未手続き事業所を一掃するための強制届出徹底・業種別リスクに

応じた適正な保険料率の設定、国際的な高度人材移入促進のための永住許可・不許可事例の早期公開・永住許可基準のガイドライン化、自動車検査制度の有効期限延長を判断するための調査実施、定期借家制度の見直し・正当事由制度の見直しなど借家制度の抜本的見直し、国民年金徵収事務等効率化に向けた民間委託等の推進、駐車違反対応業務の民間委託範囲の拡大はじめが決定され、個別項目についても一定の規制改革の果実が現実のものとなりつつある。

(3) 根強い株式会社参入反対論

しかし今後に残された課題も数多い。例えば、株式会社・NPOの参入問題である。株式会社については、医療・学校・農業の三分野で大きな議論があった。結果的には、特区における自由診療の分野において高度な医療を提供する場合の株式会社の医療への参入は限定付きで認められたが、これがなぜ「自由診療」や「高度な医療」に限定されなければならないのかという理由は明らかではない。日本では、トヨタ、麻生セメントなどかつて営利企業が従業員向けの福利厚生施設として直営で開設した株式会社立病院が62病院存在している。厚労省は、株式会社による医療は安全性に欠け、患者無視の治療や過剰診療が行われ、収益重視の分野に集中する弊害が発生すると主張するが、現実には62の病院でこれらの問題が発生したという報告はない。このように、既に日本においても一種の社会実験の実例が存在しているのであるから、特区で「保険診療」又は「高度でない医療」について株式会社による医療を認めたとしても、特区自体が一種の社会実験である以上支障はないはずである。

会社、特に株式会社という組織形態には、もともと事業規模・内容を拡大・多角化させるとともに、事業の安定性を増大させるために、広く資金を資本市場から調達することができる点に大きな存在理由がある。個人開業医や医療法人が営利を追求しないわけではないし、組織の形態自体がその組織の倫理的な行動を保証するという必然性もない。

教育については、特区における株式会社による学校設置は認められたが、NPOについては不登校児等に限

っての学校設置が認められたにすぎない。加えて、学校法人であれば租税免除、私学助成という多大な財政的支援措置を受けることができるのに対して、株式会社やNPOについては、憲法89条の宗教又は教育等の事業に対する公金支出の制限があるから一切助成は認められないと文科省は主張している。しかし憲法上必要となる「公の支配」とは、政教分離をはじめとする教育機関の行為の規制に関するものであるということは従来の内閣法制局答弁でも前提とされているが、文科省はあくまでも「学校法人」という組織のみが「公の支配」を満たすための絶対的条件であるとする一方、地域のニーズにきめ細かに答えようとする株式会社やNPOの学校であっても、私学助成から一切排除しなければならない実質的な理由については提示がないままである⁵。松山市キャリア人材特区では、株式会社による大学設置が2005年4月に予定されているが、本来私学助成を学校法人と同等に実施すべきである。

農業についても株式会社の参入は厳しく制限されている。特区については、農地法の特例として、賃借による限り株式会社が農業を営むことができるようになったが、依然として農水省は株式会社が農地を保有することは認められないとしている。その理由は、株式会社は耕作放棄を行い、土地投機に走りやすいというものだが、いみじくも全国農業会議所調べでは、耕作放棄の理由の86%が「高齢化・労働力不足」であり、個人農家こそ農業の継承の困難さに伴い耕作放棄が発生しがちであることが裏付けられている。また、株式会社、個人を問わず、耕作放棄については、土地利用規制である転用制限によって対処するのが直截のはずであるが、この点も明確でない。農水省自身の調査によっても、株式会社の農地保有を認める米国及びフランスにおいては耕作放棄等を把握したデータは見当たらぬとしているが、そうであれば特区においてすら株式会社の農地保有の社会実験が一切できないという理由はないであろう。

また、株式会社参入反対論には、株式会社では利益が配当によって株主という事業外の主体に剩余金が流失してしまうことから、剩余金の配当を禁止している

医療法人、学校法人等の形態でなければならない、という共通した主張が見られる。しかし、株式の配当とはそもそも資金調達の対価であって、個人開業医、医療法人、学校法人、農家等が金融機関に対して負債の利子を返済するのと同等である。剩余金の事業外流失が問題だというのであれば、いずれの事業においても利子返済を伴う金融機関からの借金は一切禁止しなければならないはずだ。

以上のように、本来の規制のあり方に達するまでの道のりは未だ険しいが、いくつかの今後の課題を掲げておきたい。第一は、規制の護持者、言い換えれば反規制改革の主張者に対して、自治体や民間から首尾一貫した論理と実証的根拠をあくまでも求め続けることである。規制によっては、所管省庁の現在の担当者も導入された目的や経緯について必ずしも十分に理解しないまま、惰性によって存続が主張されるケースも散見される。規制に目的があるとするならば、その目的に応じた手段として理屈の立つものでなければならぬはずである。この観点からの規制をめぐる冷静な議論は今後ますます重要となるであろう。

第二は、市場の失敗というきわめて基本的で明解な原理に関して関係者が知見を深めていくことである。政策の当否の判断に当たっては、依拠すべき原理原則に関して共通項を持っている方が議論は生産的となる。法と経済学の初步的な知識、なかんずく市場の失敗に関する知識は、規制改革をめぐる論議のすれ違いを大いに軽減する効果を持つであろう。

第三は、多くの規制改革にとって、究極のところ消費者の財やサービスに対する自由な選択を保証することが大きな目的となっているという認識を関係者で共有することである。言い換えれば、消費者の利益への影響を想定できる感受性を磨いていくことであり、それは規制改革の成否に大きな影響を与える。法令の条文が現実に存在することによって規制が合理化されるわけではなく、立法論・政策論として見失われがちな消費者の利益に実質的に光を当てて考察しようとする姿勢がとりわけ重要である。

第四は、規制改革の実践が、大きな意味での経済社

会のパイを拡大し、豊かさを向上させるという認識を共有することである。細分化された分野ごとの保護のみを縦割りの観点から評価するだけでは総合された大きな利益を見失いかねない。

第五は、以上のすべてに共通するが、規制改革の論議や資料を公開し、どの主体にとっても政策の立案や改変のプロセスを透明なものとすることである。現実に総合規制改革会議では、本会議に加えワーキンググループの議事録も多くが公開されるようになったことに伴い、規制をめぐる論拠の検証の厳格性が向上し、前向きの規制改革の実現が後押しされたと思われる。

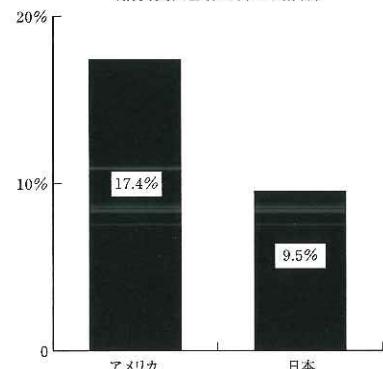
3. サービス業での雇用吸収

先進国で第一次、第二次産業の比率が日本のように高く、サービス産業の比率が低い国は珍しい。サービス産業はどこの国でも政府の関与が少ない分野であり、成長が著しい。ところが日本ではサービス産業が本来のポテンシャルを十分に発揮できていないのが現状である。サービス産業は地方においても相当な市場規模があるはずだ。一例として、医療・福祉関連の消費支出は国民支出全体の9.5%だが、アメリカでは17.4%もある(図1)。教育関係は日本が6.3%、アメリカは8.1%である(図2)。また、1990年代の10年間のサービス産業における就業人口の伸びをみると、余暇・娯楽・教育関係で日本は71万人、アメリカは140万人、医療・福祉関係は日本が89万人、アメリカが329万人、生活支援が日本では26万人、アメリカが55万人の増加となっている(図3)。とくに医療・福祉・介護の分野の市場がアメリカでは大きく伸び、そこが雇用を大きく吸収している。

しかし、日本では特区ですら、通常の学校は学校法人だけ、医療も株式会社は自由診療しか認めていないし、農業でも株式会社は土地の借地はできても保有はできない。アメリカでは、株式会社が農地を保有し、工場生産物のように農産物をつくっており、規模も経営の近代化のレベルも日本とは全然違う。こうした分野は雇用吸収力があるにも拘らず、抑圧的な規制があって、近代的な経営を阻んでいる現状がある。日本で

図1 医療・福祉関連サービス

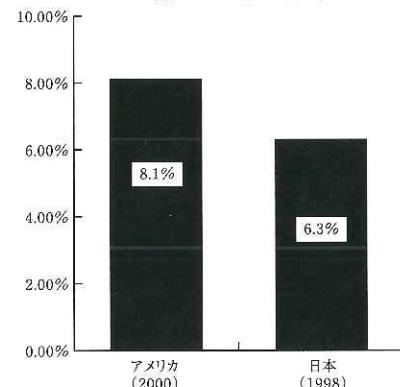
(消費支出全体に占める割合)



資料:「国民経済計算(内閣府)」
:「Survey of Current Business」(U.S. Department of Commerce)

図2 教育市場規模

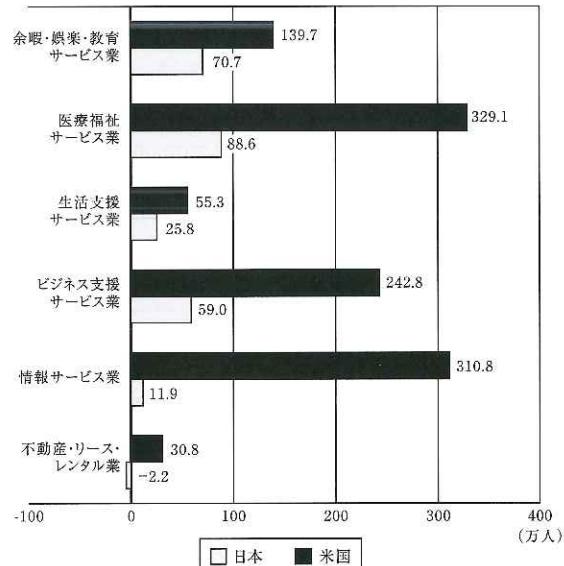
(名目GDPに占める割合)



資料:「文部省統計要覧」、「産業訓練実態調査」(日経連・日本産業訓練協会)
:「Digest of Education Statistics」

図3 90年代におけるサービス分野の就業人口変化: 日米比較

(日本:1990~2000、米国:1988~1998)



出所:「接続産業連関表、米労務省『Employment Outlook』」

は、労働者として農業に従事することが困難であるが、農業も、サービス産業として雇用を吸収できるか、ニーズにフィットしたサービスを提供できるかどうかが問われる。おそらく、農業にしても工業にしても工夫しなくともよいもの、人件費の安い、マニュアル通りにつくればよいものは東南アジアなどにさらに流れてしまい空洞化は避けられないだろう。

それではますます地域の活力は失われてしまうという懸念があるかもしれない。しかし、それはアメリカも同じである。農業は土地が肥沃な中西部等に集中し、東部や西部はサービス業や製造業のなかでもより高付加価値型の産業の比重が大きい。より得意なものにシフトしていくないと、地域も国も存立し得ないのが現在の潮流と言わざるをえない。

4. 知財の活用

もう一つの重要な地域活性化の決め手は、知的財産戦略である。知財とは、特許や意匠、商標などであるが、農業においても新しい品種を開発すれば種苗法で保護されるし、独占権も与えられる。しかし、自治体が地域戦略として知的財産の保護や活用に取り組んでいるところは少ない。知的財産をテコにしたまちづくりや地域活性化はあり得るが、自治体も企業も反応が鈍い。特許を取得すること以外にも、地域の産業にとって必要な特許を購入あるいはレンタルしてうまく使うことで、既存の産業と融合した新しい産業が生まれることもあり得る。

中小企業は特許等の取得実績が少なく経験が乏しい。知財に権利を設定することの意義についても必ずしも十分な自覚を持っていない。そして、他者や大学が保有する知財についても情報を十分に持っておらず、これらの活用可能性があるにも拘らず、適切な連携がなされていないことが多い。弁理士費用、審査費用などの特許等の出願費用も中小企業には大きな負担となる。自社の持つ知財に関して、侵害行為があってもこれを排除するためには多大な弁護士費用、時間・労力負担が生じることを懸念して、泣き寝入りしてしまうことが多い。このように中小企業にとって知財の創造や活

用を図ることには大きなハードルがある。これらを解決していくためには、产学研官の連携の促進や優れた人材の確保も必要である。

企業や個人のレベルでは、創造された知財に対して、特許等の権利を設定するか、または権利化することによって内容が公開されてしまうデメリットを重視して自社限りの秘密として保持するのか、という判断は微妙である。権利化するのであれば、先願主義で権利が設定されることから、一刻も早く出願すべきであるし、権利の独占が脅かされないように広い範囲を含む特許等として出願する必要もある。

また、後から知財訴訟で無効とされることのないような周到な配慮も必要である。万が一権利化された知財に関して侵害行為が発生したときに、これを迅速に安価に排除するためには、証拠の適切な収集や、資質の高い専門家のコンサルティングを受けることも不可欠となる。それぞれの局面ごとに必要とされる専門的知見は幅広く高度であり、これらを統合した言わば地場の中小企業向けのワンストップコンサルティングサービスを構築することは、自治体の知財戦略としても重要となるであろう。

しかしながら、自治体職員自身が技術や特許制度そのものの専門家になる必要は必ずしもない。どのような問題に対して、何に留意し、どのような専門家を活用すべきか、などについて的確に助言しうる人材が求められている。

日経産業消費研究所が実施した都道府県・政令指定市アンケート調査結果によれば、74.1%の自治体が既に知財に関する戦略的な取り組みを開始している。取り組みの主な内容としては、产学研を結ぶコーディネート活動が63.8%、特許流通拡充が56.9%などとなっている。また、取り組みのねらいの89.7%は新産業や新技術の創造育成であり、多くの自治体にとって知財戦略は産業政策の重要な要素を占めていることがわかる。そして、重視する知財の種類は発明96.6%、植物、新品種が43.1%となっている。

自治体の取るべき知財戦略は地域の産業構造等によって当然異なる。知財分野に関しては、制度自体の認

識が立ち遅れているため自治体の適切なサポートが地域活性化の起爆剤となる可能性は高い。自治体は、知的財産が宝の山であることに気付いて、地域の企業に適切な支援の手を差し伸べる必要があろう。高付加価値化の可能性は、第一次、第二次産業の分野で大きく、知的財産としての戦略的取組みが課題となる。まさに東南アジアでは難しくても日本ならではのものが残されている。例えばバイオやITなど最先端のものに限らず、農作物、建設、機械、電気、化学などでも活用可能な先進技術の芽は多い。

なお、政策研究大学院大学ではこの4月、自治体・中央官庁の幹部候補生等を学生として迎え、将来の知財政策を担う高度人材を養成する「知財プログラム」(<http://www.grips.ac.jp/>)を、新しい修士課程として発足させたところである。

5. 産業構造の移行と促進

サービス産業においては、単純労働を提供するのではなく、高付加価値型の顧客満足度を高めるようなサービスのノウハウの開発が重要である。知財では、医療技術の特許化や金融におけるビジネスモデル特許の動きもある。アメリカやイギリスなどでは、新しいサービス業分野の発展を多額の公金を投入することなく支援している。日本ではかつて、衰退する産業を補助金でつなぎとめることに近いことをやってきたが、むしろ雇用吸収力のある新たな産業に労働力が移行することを助ける政策をとることが望ましいといえよう。

＜脚注＞

注1 福井(2003)、八代(2003)参照。

注2 規制改革をめぐる主として総合規制改革会議と規制所管省庁とのやり取りの公開議事録に基づき規制の当否を論じたのが福井(2003~2004)である。

注3 福井(2001a)132~143頁参照。

注4 行政上の権利関係に関するコースの定理の応用について福井(2001b)参照。

注5 福井(2002)参照。

＜参考文献＞

福井秀夫(2001a)「司法改革の法と経済学」法社会学55号

福井秀夫(2001b)「権利の配分・裁量の統制とコースの定理」小早川光朗・宇賀克也編『行政法の発展と変革(上巻)』有斐閣

福井秀夫(2002)「憲法89条の意味と学校経営への株式会社参入に関する法的論点」自治研究78巻10号

福井秀夫(2003)「法と経済学の黎明」経済セミナー578号

福井秀夫(2003~2004)「情報公開ウォッチング1~13」フォーサイト14巻4号~15巻4号

八代尚宏(2003)『規制改革「法と経済学」からの提言』有斐閣

Profile 福井秀夫(ふくいひでお)

政策研究大学院大学教授

1981年東京大学法学部卒業。京都大学博士(工学)。

建設省を経て1996年より法政大学社会学部教授。2000~2001年ミネソタ大学政治学科客員研究員。2001年12月より現職。日本知財学会副会長、法と経済学会常務理事、規制改革・民間開放推進会議専門委員、社会資本整備審議会専門委員、司法制度改革推進本部行政訴訟検討会委員。

著書に「都市と土地の理論」(共著、ぎょうせい、1992年)、「東京問題の経済学」(共著、東大出版会、1995年)、「住宅の経済学」(共著、日経、1997年)、「定期借家権」(共編著、信山社、1998年)、「実務注釈定期借家法」(共編著、信山社、2000年)、「司法を救え」(共編著、東洋経済新報社、2001年)、「都市再生の法と経済学」(信山社、2001年)、「競売の法と経済学」(共編著、信山社、2001年)ほか。